

建設委員會議録第四十六号

昭和二十七年六月三十日(月曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 松本 一郎君
理事 内海 安吉君 理事 鈴木 仙八君
理事 村瀬 宣親君 理事 前田榮之助君
淺利 三朗君 小平 久雄君
瀬戸山三男君 内藤 隆君
西村 英一君 三池 信君
中島 茂富君 増田 運也君
池田 峯雄君

出席政府委員

建設政務次官 塚原 俊郎君
建設事務官 目黒 清雄君
(河川局長)

委員外の出席者

建設技官(關東地方建設局長) 末松 榮君
参考人(茨城県知事) 友末 洋治君
参考人(茨城県北相馬郡布川町長) 山田 正雄君
参考人(茨城県北相馬郡文村長) 鈴木 仁一郎君
参考人(茨城県稲敷郡龍ヶ崎町長) 富塚 橋一君
参考人(元茨城県議会議員) 土田右馬太郎君
専門員 西畑 正倫君
専門員 田中 義一君

本日の會議に付した事件

小貝川改修計画に関する件

○松本委員長 これより建設委員会を開会いたします。

本日は小貝川の改修計画について調査を進めたいと思つて、この問題に

第一類第十六号

建設委員會議録第四十六号

昭和二十七年六月三十日

つきましては、当委員会といたしまして過去数回にわたりまして検討をいたして参つたのであります。打続て災害にわが国土がたび／＼荒廃に帰し、わが国の自主独立、復興を非常に阻害しておることは遺憾にたえません。特に利根川水系はその被害がしば／＼甚大に上つております。すでに諸君も御承知のごとく、先年は栗橋付近の決壊による大被害といひ、また次いで小貝川の右岸の決壊による大被害、その以前には昭和十六年小貝川左岸の決壊、かような被害のひんびんと起ることによりまして、その都度人畜にも重大な損傷を受け、農作物その他の被害等、一度に、ときには十数億あるいは数十億という損害を受けて、地方の民生安定に非常な脅威を与えております。これらを努めて早期に対策、復旧するということで、当委員会としても常々調査研究または立法措置あるいは予算措置等を講じて参つたのであります。特に利根川水系のがんともいへば、この小貝川に關しましては、それだけにその重要性を国会も痛感いたしました。委員会としても救済にわたる検討を重ねて参りました。なお行政府である建設省あるいは関東地建も調査研究し、いろ／＼な案をもつてこの解決に当られんとしたのであります。地方におきましても影響するところ重大でありますので、ときには賛否両論にわかれて、いずれの方法をもつて着工するかということが今なお決定いたしかねておるといふ状況であり、なお

当国会といたしましても、昭和二十五年度は四千万円、二十六年度は一億円、また当二十七年度も一億円という予算を通過せしめてこの改修計画を実施せんといたしつづつあるにかかわらず、今なお具体的に着工の運びに至つておらぬということは、遺憾にたえぬのであります。まさに本年も台風時期を迎えんとしておる。おそらくや付近の住民各位も台風の都度戦々きよきよとして御心配のことであらうと考へます。また地元におきましても、防災協会等をつくられてこれら対策に當られておられますが、根本的源泉の改修計画のすみやかなる実施をはかりたい、こう考へますので、当委員会として、本日はこれらに關する地元の方々の御意見を拜聴して、行政府並びにわれ／＼立法府、地元の方々と円満なる協調のもとに、早期に着工の運びに至りたい、かように考へます。がために、本日は参考人をお招きして、御意見を聴取いたすこととしたのであります。

参考人としてお招きいたしましたのは、茨城県知事の友末洋治君、北相馬郡布川町長の山田正雄君、同じく文村長の鈴木仁一郎君、稲敷郡龍ヶ崎町長の富塚橋一君、元県議員の土田右馬太郎君、以上五名の方々に出席をお願いしたのであります。

お暑いところ遠路御出席ありがとうございます。つきましては、この小貝川改修に關する御意見をこの際御開陳願わしいと思つて、時間の関係もございませぬので、はなはだ恐縮ながら十五分以内程度でお願いいたしました、こう思つております。

まず最初に布川町長の山田正雄君にお願いいたします。

○山田参考人 本日は小貝川の問題について十五分間でわれ／＼の意見を述べるといふようなお話でございましたが、私は十五分間ではどうもその意見を盡すことができません。

それからまず第一に、先生方にお願ひいたしましたことは、おそらくこちらにおいでの方々は、われ／＼が非常に頭迷困窮であつて、すべての被害が、われ／＼の責任に帰するがごとくに先生方に印さつておることだらうと考へますが、これははなはだもつて心外にたえぬのであります。しかも何ゆゑに私がそういう言葉を申し上げるかと思つてお申しますと、少くとも建設委員会に、こういう問題を持ち出すについては、地元の問題であつて、何回私と相談したか。この事実をまず初めに私は知事から御聴取を願ひたいと思つてお申す。私の記憶によりますれば、昨年の七月十二日に、この案が正式に発表されたのであります。この案が正式に発表されたのほること六箇月、昨年一月三十日に、私とここにおる文村長、それから傍聴に来ておられる東文間村長の三人を友末県知事の公舎へ呼んで、どうしてどういふ話をしたかといふと、具体的な話一つもない。もちろんまだ正式にきまらぬといふようなことを言つておりましたが、新聞の地方版を

見ておると、どう書いておるかといふと、すでに決定した。あれほどさんざんばらに宣伝させておきながら、そういうあやふやな会合がただ一回だけで、七月十二日に発表してから、茨城県知事は布川へは一回も来ていない。あの辺の様子を知事は知らない。こういう状態で、こういう問題を先生方に煩わすことは茨城県のために私は惜しむべきことだと考へる。そういうような意味から、今まで友末洋治県知事はわれ／＼に対してどういふふうな手段をとつたか。おそらく手段方法において欠けるところがあると私は考へておる。そのためにこういう問題はいつまでたつても解決できない。どうか委員の先生方、私が非常に頭迷困窮だと印象づけられておる点だけは、まず第一に頭から去つていただきたいと思います。とりあえずこれだけ申し上げまして、友末知事からまずわれ／＼に対してどういふ手段を講じたかについてお話を伺ひたいと思つて、委員長さんいかがですか。

○松本委員長 山田君から今御意見がございまして、順序を変更して、初めに友末知事から御意見を伺ふことにいたします。

○内海委員 いろいろことは順を追うてやるべきで、布川町長の山田さんが御指名された以上、われ／＼は冷静に靜かにあなたのお考えを伺ひたいから、まずあなたのお意見を伺ひたい。ここで御開陳いただくことを希望します。

○松本委員 今山田君から、知事さんから先にとり御意見でありましたから、都合によつたら知事さんから先に御意見を伺つたらどうでしょうか。その次に山田君の意見を伺う……。

○内海委員 山田さんの最初の出方によると、おそろく何か県内の相懸難をここで展開されるような勢いがある。でおられるように見られますが、そういうことではなく、もつと冷静に、いかにしたならば小貝川の問題が、この線に沿つてすみやかに改修工事に着手できるかというのをわれわれは聞きたいと思つて、従つて与えられた十五分で詳細を盡して、とにかくわれわれにびつたり受取れるような御参考の意見を承りたいと思つております。……

○松本委員 それでは山田君。○山田参考人 それではまず第一に申し上げます。もし小貝川の問題で、今日初めて河口つけかえの問題が起き、布川の路線が一番よかろうと決定されたとする、私たちは技術的でありましたとすると、これに対して技術的な反対をするのはおそろく困難だつたらうと考へますが、この小貝川の問題を考へてみますと、速くすでに明治四十年以後の改修工事のときから問題になつており、いわゆる郡境案なるものがあり、これに富永案が確定されて、これによつて茨城県当局におきまして、昭和二十二年以後昭和二十五年まで富永案を断行するとはつきり言つておるので

ございます。当時の新聞記事もございませぬ。当時の建設大臣の益谷先生もいふてございまして、どうしてもこの富永案によつて工事をやろうじやないかと主張されたわけでございます。ところが昭和二十五年の三月に至りまして、この富永案は不適当なりというところをわれわれがきめたのです。いわゆる小貝川総合開発委員会という関係町村長の集まりでございますが、そういうしろうと連中がどういふわけだか知りませんが、三月にこの富永案を不適当なり、ゆえに効果の最大な路線をあらためて調査してもらおうじやないかというのをもち出したのださうでございます。……

は建設省当局におきまして、技術的に非常にいろ／＼な問題がからんでおつて、それが一番いいかというふうなことにいふてはなにか／＼判断がつかぬような状態にあると私は信じております。そういうわけでありまするから、いわゆる促進運動というものも、ある政治家が先頭に立つてやつたところ、私のところに来るまでにはすでに二へんもけられておる案である。一番あちちの方が関係町村が少いからあそこを押しつけようというふうに印象づける行動が多いのでございませぬ。解決方法として一番いいと思つて私に述べさせていただきますが、それはいわゆる郡境につくるといふこと、これはおそろ

く今までのいきさつから申しまして、お役人さん方はメンバーをかえなければできない相談だろつと思つて、いま一つは、県知事さんが骨を折つてくれる。それから龍ヶ崎町という所は非常に余裕のある町である。そこから小野瀬忠兵衛さんが国会議員として出ておられる。それから小貝川の補償対策委員長というのが平野好之助という県議員でございます。この県議員が龍ヶ崎の次の村から出ておる。それから県会議長が宇田川源次郎という人で、これがまた促進派の発頭人である。さらにはまた北文間という所と川原代村という所に若干かかる路線になるわけですが、そこへ一番羽ぶりをきかしてゐるのが古谷梅吉という県議員である。……

点は大くさんありますが、十五分と限定されておりますので、第一回はこれだけにしておきます。

○議利委員 何か今のお話を聞くと経過が主であつて、一体案についてどこに反対の要点があるのか、何ゆえにこの案には反対があるのかわからない。また建設当局においてはこれが最善案なりとしたところの今までの経過はどうであるか、われわれが図面の上から見ればはかにも比較すべき案があつたじやないか、それらの案が取上げられて、そして最終決定としてこの案が最善なりとした経過については、前にあるいは委員会でも検討されたかもしせんけれども、そういうことで初めてこの案がいいか悪いかという比較検討もされることと思つております。……

○山田参考人 この案は昨年七月十二日に発表され、八月六日に茨城県の小貝川総合開発委員会に一応提出されました。七月十二日に私は出席しませんでした。これには三つの案があるが、この三つの案の利害得失をよく述べたようなパンフレットをつくつて、地元民に、今までどういふことをやつて来たのだから、布川の方を通した方がよいのだという納得の行くような説明をされたというところを、地元橋本代議士から建設省当局に要請されたわけでありませぬ。それなのに、私たちに

にこの審議を進められんことを希望いたします。

○松本委員 今議利委員からの御意見ですが、委員諸君の御質問、御意見はちよつと待つていただき、参考人の御意見を一通伺つていただきます。それから山田君にちよつと申し上げます。先ほど来の御意見は、いわゆる小貝川改修についての布川町地元としての反対の御意見ではないかと私は拜聴いたしますが、どういふわけで反対であるかという、その実情に即した、もう少し各位がなるほどと御納得の行くような御参考の意見を述べられたらけつこうだと思つて、なるべく私どもも委員各位もみな承知いたしてゐる過去のいろ／＼ないきさつの例とか、あるいは人身にわたるようなことは避けていただいて、建設的な、どうすればいいか、またどういふ理由で反対であるか、またはこれなら賛成する、それにはどういふ理由であるかといううようなこともこの機会に伺えたらと思つて、時間がたつたので御迷惑ですが、さうに願ひます。

○山田参考人 建設省の首脳部の今のメンバーでは体裁が悪いから、いくら土地の要望があつても測量し直しにくいとおつしやるだろつから、まずメンバーを入れかえる。中田さんのように今度国会が解散になれば出ようという方もおられるさうですから、今が潮どきだろつ、目黒さんにしても未松さんにしても来年の参議院に出られるさうだから、こういうことから引かれる。そうすれば地元の方から請願を出す。そうしてメンバーを新たにしていこうという工事をやるならば、私は必ず簡単に解決できるものだと思うのです。こまかい

○山田参考人 建設省の首脳部の今のメンバーでは体裁が悪いから、いくら土地の要望があつても測量し直しにくいとおつしやるだろつから、まずメンバーを入れかえる。中田さんのように今度国会が解散になれば出ようという方もおられるさうですから、今が潮どきだろつ、目黒さんにしても未松さんにしても来年の参議院に出られるさうだから、こういうことから引かれる。そうすれば地元の方から請願を出す。そうしてメンバーを新たにしていこうという工事をやるならば、私は必ず簡単に解決できるものだと思うのです。こまかい

○山田参考人 建設省の首脳部の今のメンバーでは体裁が悪いから、いくら土地の要望があつても測量し直しにくいとおつしやるだろつから、まずメンバーを入れかえる。中田さんのように今度国会が解散になれば出ようという方もおられるさうですから、今が潮どきだろつ、目黒さんにしても未松さんにしても来年の参議院に出られるさうだから、こういうことから引かれる。そうすれば地元の方から請願を出す。そうしてメンバーを新たにしていこうという工事をやるならば、私は必ず簡単に解決できるものだと思うのです。こまかい

○山田参考人 建設省の首脳部の今のメンバーでは体裁が悪いから、いくら土地の要望があつても測量し直しにくいとおつしやるだろつから、まずメンバーを入れかえる。中田さんのように今度国会が解散になれば出ようという方もおられるさうですから、今が潮どきだろつ、目黒さんにしても未松さんにしても来年の参議院に出られるさうだから、こういうことから引かれる。そうすれば地元の方から請願を出す。そうしてメンバーを新たにしていこうという工事をやるならば、私は必ず簡単に解決できるものだと思うのです。こまかい

つもされておらないのであります。そして八月二十日には文村長さんからも、県庁で梶谷事務所長の見えておつたところで、この前橋本代議士から要求のあつたようなパンフレットをつつて、地元に対して納得交渉をしたかどうかというのを要求した。さらにまた一月十二日には、私は建設大臣の私邸に参りまして、こういふパンフレットをつつて、なるほどこれではなければならぬといふうちにわれわれに説明していただくような方法をとつてくれといふように言つたわけでございます。ところがそれに対して何らの回答もなしに、竹尾式先生を煩わして文書を出したわけでありませう。こういうパンフレットみたいなものををつつて、これはこういふわけだからここが一番よいのだといふことになれば、われわれは第二段の交渉に入らうではないかといふことを私の方から申し上げたにもかかわらず、そうならなかつたから文書を出した。ところが建設省は、こういふふらち千萬なわれわれに對し輕蔑するやうなことを言つて來ている。利害得失を述べ、選定の理由を明らかにしたものは、これは路線設定の理由という一枚ばかりのものがあるが、それでもつて関係各町村長に配つてあるからといふことで、目的は達成されたと考えてこういふ主張をしてゐる。ところがこういふ理由書ではわからないから、橋本先生が建設省の方にお願ひして、どうか反対派を説得するやうな資料を出してあげなさいといつても一年にもなるのに、われわれに對してここがよいか悪いかといふことさえ何ら知らせない。そういうわけでありませうので、まずそ

の点から私たちは反対をしてゐるわけでありませう。

○議事委員、何べん繰返して伺つても、ただ経過のことばかりで、何ゆゑこれに反対するかとばかりはわれわれにはピンと来ないので。小貝川改修計画の案は、前に御配付になつたかどうか存じませんが、その案もわれわれは持ち合せない。今の参考人の御説明によると、これを周知する方法がなから反対する、報知してないから反対するといふので、この案自体に對してなぜ反対かといふことについて少しも核心に觸れておらぬやうです。この案に對してなぜ反対するか、ただ知らしてくれないから反対する、納得さえすれば賛成するといふやうにも聞えるのであります。ですから今までの行き方が悪い、まずいから反対するのだといふやうにしかとれないのです。この案自体がどういふ点で悪いから反対するといふ核心に觸れた御説明がないやうなので、われわれとしてはどうも納得が行かないのであります。なぜこの案に反対するのかわかりません。なぜか、案でやつたらよいのじやないかといふやうに、もう少しわれわれにわかるやうな説明をされるやうに審議を進めてもらいたいと思つてゐます。そうでないと時間ばかりかかつてしやうがないので

す。

○橋本委員、ちよつと速記をやめてください。

○松本委員、速記を始めてください。統いて茨城県知事友末洋治君にお願いいたします。

○友末参考人、県といたしまして本問題について今日までとつて参りました

態度等につきまして申し上げたいと思つたのであります。まず小貝川の概況につきましても簡単に申し上げます。

御承知のように小貝川は、その源を栃木県に發し、茨城県内の敷倉地帯をえん／＼迂回いたしまして利根川に合流し、路線延長は約百三十キロに及ぶ重要河川でございます。県内の河川はその重要性から建設省の直轄河川になつておるのであります。しかしなが

ら半ば以上未改修でありますばかりでなく、代表的な緩流河川であります。ために、県内の内水と利根川の大逆流

とによつてしばしば堤防の決壊によります大水害の発生を見て参つておるのであります。これは昭和十年度以降だけを取上げても、大きな水害を三回引起しておるのであります。沿岸の耕地約四万七千町歩、関係市町村は一市百二十四箇町村、関係住民といたしましては約三十万人、これらは常に大災害の危険に今日もなおさらされておる状況でございます。そこで建設省におかれましては、我が国危険河川の第一位にこれをあげられておる現状でございます。かくのごとく堤防決壊により

ます危険度の最も高い根本的な特殊原因は、小貝川の河口は利根本川におきます布川、布佐の狭撃部の上流約一キロに當るのであります。狭撃部は合流点の一キロ半下になつておりまして、ここで利根川の大洪水は半分以下にその幅がほぼまるのであります。すなわちこの狭撃部の下流の幅は約六百メートル、狭撃部はわずかに二百七十メートル余であります。そこで利根川の大洪水はその逃げ口を小貝川に求め

て、小貝川の下流から上流に向つて相當の勢いをもつて逆流し、しかも

逆流によりますところの洪水は、長期にわたつて滞留いたしますために、かような堤防の決壊がしばしば起るのでございます。このことは何人も否定できない事実と相なつておるのでござい

ます。この危険な小貝川の治水対策は、申すまでもなく県内の産業経済の上に重大な關係を有しますばかりでなく、國家的観点からも重要な事項に属

します。建設省におかれましては、かねてより本川利根川の総合改修計画の重要な一環としてこれを取上げられて参つたのであります。すなわち昭和十年、十三年、十六年と引続きま

すところの大洪水にかんがみられまして、昭和十七年より河口つけかえを着手する予定までに至つたのでござい

ます。国会におきましても予算が通過いたしましたのであります。ところが主として戦争のために实地調査の完了を見ずして中止の状況に立ち至りましたこと

はまことに遺憾とするところでござい

ます。しかし終戦後我が国復興再建のために、利根川の治水問題が大きい

取上げられるに伴い、一時立消え状態に置かれておりました多年懸案の小貝川つけかえ問題もこれを解決するの必要に迫られましたので、県といたしましては建設省とも協議の上、県内及び

中央の關係権威者を網羅いたしました小貝川総合開発委員会を組織いたしました。これによつて十分な諸般の検討

を遂げ、でき得る限り中央に協力して本件解決の促進をはかる方針をとつて参つたのでございます。昭和二十四年委員会の結成以来回を重ねること小委員会を含めて十回、さらに現地の視

察、現地の間談等も行つて、あらゆる角度から慎重な検討がされたのでござ

います。その結果委員会といたしましては、第一に現在の堤防を急速に増強されること。従来の堤防は御承知の

ようにかみそり堤防と称せられました。きわめて貧弱な堤防であつたのでござ

います。これを急速に増強していただくこと。第二に根本的な治水計画につ

きましては、従来の行きがかりを一擲して、白紙に返つて、犠牲の最小にし

て、かつ改修による総合的效果の最大なるものを選定されること。以上の二

点を建設省に要請することに決議がなされたのでございます。この決議がなされ

まするまでにはいろいろ意見が出

て参つたのでございます。現在堤防の増強によつて問題が解決され、あるいはこの案がよろしい、この路線がよろ

しいといふことでもいろいろ意見が出

て参つたのでございます。そこで現在の堤防を増強いたしますことは焦眉

の急であるけれども、これによつて根本問題は解決されない。そこで根本的

な改修はぜひ必要である。しかしこれは専門的な技術的な検討を要します

ので、建設省にも申し入れて、白紙に返つて、犠牲の少い、また総合的效果

の多いものを選んでもらうよりほか方法がないといふ結論に相なつたわけ

でございます。この旨を建設省に陳情いたしました次第でございます。建設省と

しましては、右委員会の結論を了承せ

られました。地元の要望に沿つて現在の堤防の増強につきましては、昭和二十四年以來引續き誠意をもつてその

工事に着々とつかつていただきました。また河口つけかえ計画につきま

しては、各種案を技術的に、また経済的に比較検討せられました結果、昭和二十六年八月、今回の背削計画の結論を

得られまして、発表に相なつたのでございませう。そこで小貝川総合開発委員会におかれましては、建設次官、河川局長、関東地方建設局長、これらの方々の御出席を求め、この背割計画の十分なる説明を願わされたのであります。これにつきまして、布川町あるいは支村等の強い反対意見が述べられたのでございませう。上つて総合開発委員会としましては、さらに小委員会を設け、極力犠牲町村の了解を求めよう努力されるのは、補償対策小委員会を設け、犠牲以外の関係市町村の協力を求め、土地改良対策小委員会を設けて、換地の調査、あつせん等に努めることとし、今日までそれらの委員会におきましては、あくまでもその実現を期して熱心に努力を続けられておる状況でございます。県といたしましては、この総合開発委員会の努力によつて、地元の反対が漸次緩和され、すみやかに建設省におかれまして詳細な調査が行われ、また本計画の実施計画を確立されまして、その工事に着手されまして同時に、これに基づいて、犠牲者に対する十分なる補償については個々に具体的に明示され、また最も心配しておりますところの生業の維持、転換につきましては、個々の要望に基づいて遺憾のない万全の対策が講ぜられ、これを国が必ず責任をもつて実現されるよう、強く要望いたしておるところでございます。もとより県といたしましては本問題の円満なる解決につきましては中央とも十分協議の上、可能な最大限度の努力をいたす覚悟でございます。

なお小貝川河口つげかえ工事と密接不可分の関係にございませう利根川本川

の根本的治水対策は、御努力によつて漸次実現の運びに至つてはおりますが、特に上流のダム建設、江戸川の拡幅、昭和放水路の開鑿等については既定計画をできるだけつくり上げて、急速に実現されるよう、強く要望申し上げておるような次第でございます。以上をもつて私の意見の開陳を終ります。

○松本委員長 次に龍ヶ崎町長富塚橋一君にお願いいたします。

○富塚橋一 私は利根川龍ヶ崎町長参考人として呼出しいただきました。主たる目的は、利根川改修計画の一環としての小貝川改修計画すなわち小貝川合流点のつげかえの問題にあると思ふのであります。この問題は長い間の懸案でございます。従つてわれわれ関係町村長といたしまして、ことに私どもの関係いたしております利根川町村会におきまして、昭和二十二年十一月十九日の総会におきまして、これが促進の決議をいたして以来、数回にわたつて参議院並びに建設省等に陳情または請願等をいたしたのであります。そしてこれがすみやかなる実現を要望して参つたのであります。その間幾多の隘路のために在り今日に至つたのは、はなはだ遺憾に存するところでありませう。このままにしておくならば、常に流域の住民は水魔の脅威にさらされる結果になると思われるのであります。本日の皆様はすでに御承知の通りであります。昭和十三年、十六年、二十五年と相次いで小貝川堤防決壊により人畜及び家屋、宅地、農耕地と、その被害は小貝川流域の住民はもろろ、下流部一市五郡に

及ぶのであります。被害の度合いはまことに想像に絶するものがあるのであります。よつて小貝川下流の根本的治水対策は最も緊急を要するものと思ひます。そも／＼小貝川の堤防が決壊する原因は、利根川本流が、押付の小貝川合流点の下流布川町と対岸の布佐町との間に非常に狹窄しておる部分がありまして、その上流はちようど中間のダムのような形となつて、洪水期には非常に水位が上昇するのであります。この上昇した水位が非常に勢いをもつて小貝川に向つて逆流して来るのであります。従つて小貝川はさらに異常に水位が高まつて参ります。これが小貝川の決壊をする大きな原因の一つであると私は考へておるものであります。近時小貝川の堤防も、おかげをもちまして補強工事もほぼ完成いたしました。非常に強固になつたことは事実であります。しかしこれをもちつていふのもお絶対的安全であるとは言ひがたいと思ふのであります。ゆゑに下流部の住民をしてより以上安全感を与えるためには、布川の狹窄部より下流の、洪水期において上流より約一・五メートル以上水位の低い地点にまでこれを下げて、合流点をつげかえらうとすることが最も大きな小貝川の根本的治水対策ではないかと思ふのであります。それで、工事のためには数回測量せられたようでありませう。私も建設省が最も理想的であると思はれる案をもちまして、一日も早くこの工事に着手されることを要望いたしたのであります。

次に私どもが最も声を大にして申し上げたいと存じますのは、河川の敷地として買収せられる方々に対し

て、ただいま県知事さんからの御意見にもありましたが、少くとも補償の問題であります。由来われ／＼は祖先以来幾百年の住みなれた地、墳墓の地、あるいは自己所有の農耕地に對しては、はかり知ることのできない絶対的な執着を持つておるものであります。これを離れるところの心の痛手といふものは、その当人以外にはほとんど知ることができないと思ふのであります。またほかの土地へ一家をあげて移転しなければならぬという方々もあるいはあると存じます。こういう方々に對して、このことはなおさらひとしおに感じられるのであります。ゆゑに土地に對しては現物補償、あるいはその他の生活の補償等に、あらゆる希望を受入れて、少くとも納得の行くところの物心両面に十分なる補償に努力されるよう要望いたすこと切なるものがあります。また下流部受益町村といたしまして、もちろん国、県ともにこの方々に対して心からなる理解と同情を惜しまないことを銘記しなければならぬ、かように存するのであります。以上を申し上げまして、簡潔でありませうが、私の意見の開陳といたしたいと思います。

○松本委員長 次に元県議員土田右馬太郎君。

○土田参考人 御指名によりまして簡単に要点を申し上げます。先ほど委員長さんのお言葉にもございましたごとく、小貝川のために被害を受けます数

万町歩の農民は、年々歳々非常な苦しみを重ねておるのであります。つきまして先年これらの改修をお願いいたしましたところが、幸いに当局でもお認めいただきまして、改修を進めております

るが、上流の改修は大体において完成に近いようでありませうが、しかし先ほど知事からもまた富塚君からお話があつたごとく、下流におきましては地先が悪いために、上流が非常にむせ増大する。現に先ごろの雨によりまして、すでに水田が冠水いたしました。あるいはまた道路に冠水しておるといふ実情に今でございます。そういう点で、われ／＼はぜひともこの水位を低下いたしていただきたい。低下するにはやはり合流点のつげかえにある。これを断行するにあらうことによりまして、涙をのんで多年御当局にこの実行をお願いしておるような次第でございます。ぜひともこれを実行をお願いいたします。道路改修にいたしまして、あるいは土地改良にいたしまして、あるいは総合開発にいたしまして、これを実行する前には、それ相

当の議論もありません。また反対もありません。しかし、これが善良なる計画といたしていただきます。初めて成積が上がるのであります。われ／＼も、終生生産に非常な影響を及ぼしまして生活に非常な苦しみを重ねるような次第でございます。もしこれが断行できませぬならば、われ／＼は政府の施策に非常な恨みを持ち、また信頼できないような考えを持つておるのであります。ぜひともこれを断行いたしまして、われ／＼数方町歩の農民をお救い願いたいと、ひたすら嘆願申し上げます。つきまして一言申し上げておきます

が、この実現によつて、今後の生産に非常な増産を来すことは、もちろんであります。布川町また文村という実にお気の毒な状態に陥る方に対しては、どうか補償なりあるいはその他の方法によつて十分なる慰安の道を講じまして、いわゆる被害者でなく、また犠牲者でなく、やはりわれわれの上流の受益者のごとく、この沿岸にかかります農民また町民に對しては、十分に更生の道を講じまして、お互いに喜んで、この工事を実現するようにお願いしたいと存するのであります。われわれはこれが実現できません限りは、どこまでもおすがりして、実現できるまで御当局にお願い申し上げるつもりであります。

変なお話を申し上げますが、佐倉宗五郎は、佐倉藩の農民のために身を犠牲にしております。この小貝川上流沿岸には、この問題のために第二の佐倉宗五郎となる者が幾人あるかということも御承知お願ひいたしです。このわずかの反対のために、茨城県の過半を占めるこの耕地が被害を受けるといふ問題については、茨城県の生産に非常な影響を持つておる、容易ならざる問題と私は思ふ。これまでの水害の状況を見て、痛切に私は感じ、ぜひともこれが断行を願ひたい、以上を申し上げておきます。

○松本委員 次に文村長の鈴木仁一郎君にお願いいたします。

○鈴木委員 私は文村長の鈴木仁一郎であります。小貝川の下流改修計画が茨城県の小貝川総合開発委員会によつて審議されてから三年を経過しておるにもかかわらず、いまだ実行に至らない。遂にこの民主的議会であるこの

委員会においてわれわれがその反対の意見を述べるの必要を感じたといふことは、この責任はたれにあるか、われわれは実に遺憾にたえないのであります。もとくこの過去を振り返つて見ますと、建設省においてもすこぶるぐらつておるものがわかるのであります。この二十五年一月三十日に局長さんからいただいた書面でございますが、これは二十四年の十月につくられたものと思ひます。それで見ますと、地建局長が前の昭和十年の洪水によつて生じたところの増補計画、これの一年として立てられた富永案が、これが十年の間経過して十六年、二十二年、二十三年の洪水では、いづれも計画高水位を突破する出水を見た。それであるから、根本改修計画を立てなければならぬ時期が来た。こういふふうです。すでに二十四年十月にこういふことを書かれておるのであります。われわれはこのときに不可解な文章だと思つておりましたが、その次にあるのは秋草勳君が書きまされた富永案の改修計画案が、りつぱに印刷されておるのであります。実に不可解である。そうして第二委員会が九月二十一日開かれまして、このときに佐原の事務所長秋草氏は富永案路線を実施する方針のものに説明をされた。ずいぶんこれは不可解なことである。のみならず、自由党に属しておるところの小野瀬衆議院議員、この人が茨城県の小貝川総合開発委員会の委員長を勤めておられますが、この人が第一回委員会委員ととなり、九月十日の就任のあいさつが送達されましたが、これを見ますと、委員会の目的なるものは、小貝川治水の百年の大計を立てるにあると書いてあ

る。しかし一市五郡を水害から守る大事業であるから、真に恒久的対策を皆さんと一緒に樹立しようといふことので決意を示されたのであります。ところが、その後やはり富永案が説明されておる。秋草さんが一生懸命説明されておる前に自由党の小野瀬代議士は委員会だけで真に恒久的対策を樹立しようといふことをやつておるのであります。総合開発委員会も建設省の各局長も、秋草さんが一生懸命にやろうとしたものに対して反対の機運が見えておるのであります。実に不可解千万である。今までの小貝川総合開発委員会は、委員長とか副委員長の橋本登美三郎氏その他県議員五名が、委員ととなり恒久的対策を立てようといつぱに、三月十九日の委員会におきまして、そういう意思を自分から放言して、つけかえの実施を推進してもらいたい、つけかえの路線には犠牲性が小であつて改修による総合的効果が最大なるものを選定してもらいたい、といふことを建設省にお願いすることを議決したのであります。この要請のもとに、建設省はただちに鬼怒川の元の河道である下流、常陸国境の線に対して測量を開始しましたが、大宮村の北河原部落において大反対を受け、妨害を受けて測量もできないでしまつたのであります。その次に測量したのが背割であります。そのときにはもう開始する前に、けさここにお見えになりました龍ヶ崎の出張所長は背割の有力なることを説明したのであります。北文間村の者が来たときに、腕曲はなはだしく長い路線がいいのだといふことを話したのであります。私の方に測量に参

りましたのは、ちようど日曜でありまして、私が百姓の姿でおりましたときに測量に来たので、ここを測量をしてどうするのですかと質問した。私の家は利根川の合流点よりわずかに三百三十メートルの所にありまして、かどからすぐ利根川の堤防が見えるのです。あの堤防をここに持つて来るのだといふことを測量の親方のような人が言つた。それから自分の村の押付新田に行つて、おぼあさんがここをほかつてどうするかと言つたところが、これはおぼあさんの目の黒いうちにはできないのだ、そういうばかなことを言う測量人がそこにおつたのであります。それでそのように私どもが一番よしと思つておつたところの郡界すぐとすぐとございませぬ。このまつすぐといふことは小貝川の水位を下げるとに最も有効であることは、私どもに、元利根川の流れを有するため根川といふのがございませぬ、これがあまりまつすぐなために、利根の水が枯れて水利の便が悪くなつたのであります。三年ごろから掘り始めたのであります。たつた一年水を通しただけで締め切つたのであります。その通りにまつすぐにこの路線をこしらへるといふことは、かくのごとく顯著なるところの歴史が証明するところである。その当時、寛文年間この新利根川開発のために私どもの村の者は印旛沼の沿岸におるの布織あたりに移住をして、おるの布織あたりに移住をして、おるの上層根、下層根、押付、松木、行徳という上層根はなくなつてしまつておるのであります。その人たちは何の

御利益もなく、むだな移住をされたのですが、かくのごとくまつすぐといふことはすこぶる効果があるのであります。わが小貝川総合開発委員会の議決したところの、犠牲性が小で総合的効果が最大といふことは、この精神を貫くがためには、今申しました郡界案の方を一つすれば、こちらの背割式の方は一・八の長さでありまして、直径と半円の周囲の長さの關係になる。こういふふうりに利根川の今度の背割式に比べて、おぼあさんがおぼあさんといふ方より流れる、そうして一・八の長い方を流すのが小貝川改修の根本目的である水位の低下に最もよろしい線であるか、こんなのはだめな線であるといふことはだれだつて知つておるべきところである。小野瀬委員長はここにはお見えになりませぬけれども、その子分の秋山高、この人は台湾の警部補をやつた人で、ごろつき新聞ではないでしようが、いわゆる「茨城民声」といふ新聞の主幹をやつておる。昨年県会に立つておりましたが、遺憾ながら落ちました。その人が私のところに来た。そこで委員長として小野瀬代議士が、犠牲性小にして効果最大なるところの路線を選ぶことを決議して陳情しておきながら、このような効果の少い路線を選んで、これに對してさらに検討も加えない、すこぶる不都合な代議士だと秋山高といふ子分に對して私が言つたところ、いや、そうじやない、小野瀬も布川の方なんかをまつて、あれでいいのだらうかと言つておる。うことだつた。かくのごとく建設政務次官の属する自由党の代議士である小野瀬さんもこの問題に對しては疑問を抱いておる。疑問を抱いておるなどといふのはばかです。これは疑問を抱く

五

までもありません。このようなもの
でございますから、はたしてこれに對し
ていかなる説明ができるか。私は昨年
の八月六日、茨城会館においてやはり
この説に對して反對の意見を陳述いた
しました。また総合開発委員長並びに
わが茨城県の首長である友末知事が、
本日やはりこの悪い線をやりたいとい
う意思を表明したことについてはわれ
われは驚かしたし、黒白を知らぬよ
きよしあしを知らぬ、黒白を知らぬよ
うな知事であることをわれわれは今日
初めて知つて驚いたのである。われわ
れはこれまでまさかそうではないとか
たく信じておつたのでありますが、今
日は実に奇怪なことを承りまして、ま
ことに失望を感じたのでございます。

私は教養年九歳にして頭水の被害を受
け、それ以来昭和十六年まで八回の水
害を受けておるのであります。この
水害については痛切に難澁をいたして
おり、二度と再びこんな水害などは受
けたくないでござります。であります
すからこの利水問題については水戸あ
たりにいる知事などよりも、最も真剣
に考へている人間であります。われわ
れは小貝川の堤防決壊はいやです。す
から、ここにおられます土田さんと同
じように小貝川の水位をできるだけ低
下せたいといふのがわれわれの懇願
でございます。前の佐原の事務
所長であつた秋草さんの時分に建設省
からいただいた文書を見ましても、一
尺でも一寸でもよけいに小貝川の水位
を低下させたい、こううたつてござ
ります。実にこの通りでござります。
一寸でもよけいに、最大限度に小貝川
の水を低下するところの路線を選んで
もらつて、それを即刻実施していただ

きたいというのが私の念願でありま
す。以下建設省が昨年発行されました
改修に関する理由について、若干の所
感を開陳することをお許し願ひたいと
思ひます。

建設省が昨年七月十二日に私どもに
發表した小貝川合流点付替に関する文
書でございます。それはもちろん布川
と布佐の狭窄部が普通の川幅の半分し
かない。そこところが水を制約する
ことになりまして、その上流は、先
ほど龍ヶ崎の町長さんもあるお述べに
なりましたように、水位が上つてい
るところに小貝川の河口がござります
ので逆流するのであります。逆流する
から、利根川のその付近の堤防は一
時安泰でございます。そして付替の理由を
見ますと、必ず合流して逆流する
切れる、こういふような書き方ござ
ります。これはまことによろしくな
い書き方でございます。これは寛永七
年に伊奈伴十郎によつて、三百二十
年前であります。天理にそむいて小
貝川が当時常陸川と言われたた
の利根川と合流された当時より、洪水
のたびごとに逆流したものに相違な
い。逆流する水はいつごろ来たか知
りませんが、ずつと前から逆流いた
してござります。それで今から約二
百年前の寛保二年以来——代議士先
生のごころに茨城県から配付して
あります。害略史を見ますとそれが
あります。私の方が正しいのです。それは小貝
川が、寛保二年以来明治四十三年
まで十一回決壊してござります。利
根川は十七回決壊してござります。か
くのごころどちらかが決壊する。利
根川も決壊してござります。それが利
根川の改修計画以来昭和十年——

このときなども、その新しく築堤して
おつたところが沈下していたのを、知
らないでおつたから決壊したのであり
ます。あれが陥没してはなかつたら
ば、切れなかつたかもしれません。そ
の当時利根川と小貝川の改修をや
りましたが、それ以来利根川の堤防は
先ほど知事さんかみそり堤防と申され
た通り、利根川の工事に比べると
防でありましたので、逆流すると切
てしまふのであります。この堤防が
根の堤防と同一なる力を持つてい
るならば、切れるはずはありません。
弱いから切れたのであります。建設
の方々は、逆流するから切れると
書いてありますが、こういふ書き方
は作文としては落第です。人をばか
にしたものです。知らない人であら
いけれども、その現地にあらはな
いけれども、その書き方といわな
ければなりません。その次に路線
の理由書でございますが、この理由
書によりますと——先だつて松本委員
長が私どものところにお見えにな
りましたときに所感を述べました
く、この富永博士の書きました路線
なるものは、二十二年以来の異常
なる利根川の大出水のために不適
当になつたから、これから新たに改
訂計画を立てるに及んで、検討を加
えて、そしてこの異常なる大出水に
適当するようになつた。必要なる
路線を選んだというのであります。
計画なるものは、その当時の昭和
十年における洪水をもととして小
貝川の水位を低くして、そしてど
ころに合流点を求めたいかとい

こと立てたところの計画でありま
す。それが二十二年以来の異常なる
大出水となりましてからは、その計
画が不適当であるのは当然であり
ます。それが適當するのにはどう
するかといふならば、小貝川の水位
を昭和十年に富永博士が立てた計
画通りにするためには、利根川の
水位が高くなつたならば、ずつと
下流に合流点を持つて来るのが
当然である。二十二年以来の大出
水に適應するためには、合流点を
下流に持つて来るのがほんとうの
良心のある、誠意のある、技術
者でなくとも常識ある人が立つ
べき案であります。しかるに富永
博士案と同じところの東文間村の
加納新田というところに合流点
を持つて来た。それで驚かぬか
富永博士案よりも四・六キロメ
ートル、すなわち一里以上の長い
線が、利根川の異常なる大出水に
適當なる線であるといふのでござ
ります。これは技術者でない何人
にもわからない話であります。建
設省の技術者一人にだけわかる
話でありまして、私どもにはま
たわかりません。わがらな話で、こ
ういふ不都合なる案はよろしく
ない、こう感ずるのであります。こ
の書き方では、われわれに技術者
の頭がわからないのである。この
ように合流点と同じで、そして富
永案よりも四・六キロメートル、一
里以上も長くしたならば、これが
利根川の異常出水に適當した路線
である、こういふのであります。こ
れは人食うにもほどがある考へ
方でありまして、さらには選定の
理由をあげておられます。その一
つは土工並びに附帯事業が少
い、こういふことを書いてあり
ます。こういふのは犠牲が少いか
改修による効果が大いといふやう

こととは全然無関係なのでありま
し、われわれの見るところではこ
ういふ理由は何もならぬ話であり
まして、これは予算が少くて済む
といふ証明にすぎないのであり
ます。

○松本委員 鈴木さん、時間の都合
上、恐れ入りますけれどもなるべく
簡単に、その程度で……
○鈴木参考人 どうも私は時間によ
つてしやべつたことありませんし、
どろりとお許しを願ひたいと思
ひます。せつかく茨城から出て
来たものであります。こういふ
光榮あるところの委員会に出る
ことは初めてでありますから、
りくつに合つておらぬかもし
れませんが、十分所感だけは述
べておきたいと思ひます。
○松本委員 いずれ委員各位から
多謝質問の通告がござります。質
問の節また繰り込んで御答を願
ひたいのであります。
○鈴木参考人 では後にまた述べ
させていただきます。
○松本委員 たいま参考人五名
の方々の御陳述、ありがとうございます。
たいまのお話によつて、委員
各位から問題について質疑の
通告がござります。通告順によ
つてお願ひすることになります。
内海安吉君。

○内海委員 だん／＼参考人の各位
より烈々たる御参考意見があり
ました。北上、利根といへば、と
にかく関東、東北における兩大
関でありまして、そこで皆さんの
お話を承つて、われわれも
実は胸を打たれることが多いので
あります。第一に私は、友末さん
に承りたいと思ひます。それは
小貝川の改修にあつて、これを
根本的に何とか打

○鈴木参考人 どうも私は時間によ
つてしやべつたことありませんし、
どろりとお許しを願ひたいと思
ひます。せつかく茨城から出て
来たものであります。こういふ
光榮あるところの委員会に出る
ことは初めてでありますから、
りくつに合つておらぬかもし
れませんが、十分所感だけは述
べておきたいと思ひます。
○松本委員 いずれ委員各位から
多謝質問の通告がござります。質
問の節また繰り込んで御答を願
ひたいのであります。
○鈴木参考人 では後にまた述べ
させていただきます。
○松本委員 たいま参考人五名
の方々の御陳述、ありがとうございます。
たいまのお話によつて、委員
各位から問題について質疑の
通告がござります。通告順によ
つてお願ひすることになります。
内海安吉君。

開してやりたいというお考えのもとに、最も民主的な小貝川総合開発委員会なるものを設けられて、十数回にわたつて、利害関係を持つておる人々の意見を聴取し、最後の決定案までも見られて、これを建設省にもたらしたというのでありますが、この小貝川の堤防補強であるとか、あるいは年々歳々襲つて来るところの部分的な善後策というものがごときものよりもつと根本的な問題は、この小貝川改修そのものに對して、第一に富永案、第二に建設省案、第三には郡界案という三つの案があるのではあります。これはただいま参事考人としての皆さんの御意見によつてわかつたのでありますが、私も実は小貝川の水害にあたりまして、去る二十五年に建設委員一行と御当地に参つて、親しくその被害の状況を拜見したのであります。われ／＼も小貝川に對しては大なる関心を持つておるものであつて、まんだら皆さんの御意見を聞いてうなずかれないものでもないのではありません。従いまして今問題となつておるところの根本的対策、すなわち富永案というものと、さらに建設省案というものと、郡界案というものに對して、知事はその県を統治せられる代表のひととして、相当強い御意見を持つておるはずであります。何事もあつて建設省におまかせするといふのならば、私は県民は承知はできないと思つておられます。そこで知事さんとして三案に對する根本的なねらいなり、お考えなりをこの際お聞かせ願ひたいと思ひます。

○友末参事考人 小貝川の根本的な治水計画をいかに果としてこれを考え、またこれについて建設省に對して協力し

て行くかということにつきまして、実は先ほど申し上げましたように、各方面の方々を網羅いたしました総合開発委員会というものを設けたのは御承知の通りであります。この委員会におきまして、根本的な線としてはつきり出しましたのは、河口をせびとも狭窄部の下流に持つて行かなければならぬといふことははつきり出たわけでございます。そこではいかなる路線を最も合理的とし、経済的とするかということにつきまして、いろいろ意見が出ました。しかしながらこれについては、その簡単に判断が相互にできません。そこで主管でありますところの建設省に詳細な調査をしていただきまして、その結果結論を出していただくわけでございます。そこで知事といはしまして、現在郡界案がいいか、あるいはかつて出ました富永案がよろしいか、あるいは今回出ておられますところの背割案がよいかという判断もなかなか簡単にできないと思ひます。ただ最終的に出ました背割案は他の路線に比較いたしまして袋地がでない関係から、改修後におきます交通産業上に相当価値のあるものであるといふふうに私は判断をいたしております。

○内海委員 どちらも雰囲気を見ておられますと、町村長さんと知事さんとがまるで敵味方にわかれて闘つておられるのを見られるのでありますが、そういうようなことは避けまして、その次に元県会議員であられました土田さんによつて承りたいと思ひます。あなたはこの問題は地方において反対が非常に多い、そうして喧々囂々議論するあり

さまであつて、その根本をきわめることはとうていできない。それがためにこの問題はまともでない。政府において適當にやつてもらいたいという御意見のようでありましたが、それでは政府でもなか／＼容易じやないと思ひます。この際あなたの最後の御決心を承つて、われ／＼は審議の上の参考にしたいと思ひますので、どうぞ簡明率直にお話願ひます。

〔委員長退席、西村委員長代理着席〕

○土田参事考人 この問題につきまして、山田町長さんとも再三再四お話をいたしました。せびとも円満に解決をつけまして、小貝川沿岸の水害をなくするようにはかりたいというところで相当折衝をいたしました。それに応じておるのでありますが、先ほど申し上げましたごとく、われ／＼しろうとかか考えました。背割式が最善の道であると考えております。先ほど富永案あるいは郡界案、いろいろな案が出ましたが、郡境にいたしても富永案にいたしても、あの耕地を二つに分けることは、耕作の便あるいは交通の便、あるいは耕つて考えますと、布川町は自然滅亡の淵に陥るものではないかという考えを持つておられます。むしろこの際布川町に對しまして、町の人も相當の補償料なりあるいはその他に便宜な方法をとられまして、りつばな都市計画をつくりまして、あの町を更に生かすことが最善の策じやないかと考えておられます。郡境になりまして、繰返して申しますが、橋梁も幾つもある。また道路もそこにいる。耕作も非常に不便なことになる。川沿

いに背割式になりますと、交通その他につきましては何らの支障がありません。ですから町がこの際大乗的な見地に立たせまして、官民協力のりつばな町をつくらう。あるいは県営住宅もつくる。あるいは町としても何らかの方法を講じまして、土地の人の誘致策を講ずる。またそこまで申し上げてははなはだ変なことになると思いますが、かくあの工事は数億の経費を要しますが、金はほとんど布川町に落ちるのではないかと私ども考えておられます。それによると布川町がそういう金を獲得するといふようなことができません。自然町も発展して行くのではないかと。そういうような考えを持つておられます。また町の人の空気が、それとなくふだん見えておられますが、内心そういう考えを持つておられる人が相当多いように私は思ひます。そういう次第で、私は背割式を断行して上流の水位を低下していただいて、たとえば下流の堤防を強化いたしまして、水量が低下いたしません現状では、幾らでも水位を低下していただきますれば、これくらい雨では排水機を用いる必要はないのでありますけれども、もうすうすうな次第でありますから、せびともこの際断行していただきたい。そして農民を救つてもらいたいといふのが私の念願であります。

○内海委員 次に布川町長の山田さんに伺ひますが、山田さんの御意向は、これは御意見というよりも、けんか腰で何か言つておられるように聞えたのですけれども、これを要約すれば、富永案の方に傾いておられるように聞いたのですが、ただいまの土田さんとは反対

のよ様な御意見ですかどうか。富永案というものに賛意を表されまうところの理由、並びにその水位を低下する上においての経済上及びそのすべての点においての利害得失等についてこの際御意見を伺ひたい。

○山田参事考人 ただいま内海先生から御質問がございましたが、実は私は富永案自体に對してもこれはよろしくない案である。何ゆえよろしくない案であるかという、これは私が長く悩んでも上げれば幾らでも経過をお話しますが、要するに技術の權威というものが、ある特定の有力者が何かを押さへ、動かされて来ていることははつきりわかつておる。これは私のおやじがやつたんだから間違いない。だからこゝういふふうには政治的に動かされたよ様な案では、今までも何へんもやつたんだが、小貝川は非常に水害が大きいよりになつてしまつたのである。そういうよ様なことを考えまして、私は富永案に對しても反対しました。ただいま友末さんは背割をやつたら袋地がなくなるという盛んにおっしゃいます。したが、この図面を申しますと、郡境ゆるこゝういふ形になるわけですから、郡境案になりますとこゝうなるのです。こゝういふところはどうも当然残らざるを得ない。別に小貝川は分離しないでも、こゝういふことが残るのは当然なんです。それを背割案がいいというよ様なことは、きわめて愚劣な理由だと考へておられます。それから建設省部内において、どういふ意見があるかと申す、きわめてはつきりしている。松本という企画課長はこゝういふことを言つておられる。実に愚劣なる比喩ではありますけれども……。

○内海委員 建設省のことはあとで

○山田参考人 それで川というものは、初恋の味が忘れられないというので、つまり元の路線に返すのが一番よろしいのであるということを示し述べられておられます。結局三つの案がある。そうしてその三つの案のうちどれが一番いいのだと聞いたところが、どの案でも効果の上からは大同小異であるというふうな説明された。それではしからばわれ／＼の方の立場からいって、大体どういうところに損得があるかということを考えてみなければならぬ。そうすると布川というところはどこから見ても安全なところなんです。水が入つても心配のないところなんです。そこへもつて来て背割式というものをやると、孫子の代までいろいろな事業をわれ／＼が引受けることになりす。過去において利根川の改修のために百二十戸の家が移転している。移転した結果がどうなっているかといいますが、広川先生の下のお坊さんがここにおいでになつておられますが、実に四十幾つかの無縁仏ができてしまつた。今ここで三百戸動かすという場合に、またそういう結果になるのではないかと考へている。土田さんの言われるように、四億も五億もそこへ落ちるから、布川のような貧乏な町はそれによつて更生した方がいいのだというふうなことは、言われなくたつて町長が願つてここにいます。

崎におられる、それから小貝川の補償対策委員長が大宮村におられるし、宇田川県会議長も、古谷梅吉という県会議員もつて、友末さんもおるんだから、そのメンバーで十分に測量をしていただいてわれ／＼の大きい利益を受けるところだから通して下さいとまゝとめるのが当然だと思つてます。かようにまずこの問題は建設委員会に持出しまして、われ／＼はけんか腰でやつていられるわけではない。そういうふうにはざるを得ないのです。茨城県のこれだけの問題を諸先生を煩わしてまでどうのこうのというふうなことは、私は非常に恥だと思つておられます。それから、小野瀬先生を中心に友末知事もおることだし、さらに県会議長もタツチしておるし、補償対策委員長の平野好之助さんも利益を受けるところにおられるのです。ですから、自分のところを通すというように請願を出せば……どうも……

○山田参考人 そういうことで三案とも効果は大同小異なんです。それだから利益を受けるところを通したら一番やりいだろうという事です。○内海委員 最後にもうど河川局長がお見えになつておられますから、この際御説明のできる程度にお願いしたいと思つておられます。大体ただいまの御説明を承りますと、土田さんの御意見と、最も熱烈な布川の町長山田さんの発言と、さらにまた友末さんの小貝川総合開発委員会において十数回も会議を開いて慎重審議を遂げた結果、やはり政府に一任して公正妥当なる御判断をお願いしたいということになつておられるのであります。ことに山田さん

は富永案も、建設省案も、郡界案も、どれにも賛成していないというふうなお話もあるのであります。これに對して昭和二十五年以来しばしば現地に出張なされてつづきこの情勢なり、あるいは民心の動きなりをよく御検討になつておられる目黒河川局長はこの問題に對しての所見なり、あるいは政府としてはかく行きたいものである。これは科学的に検討し、あるいは経済的に見てかくありたいものであるというふうな御所見があれば、これをこの際承つておきたい。

○目黒河川局長 まず一番先に、小貝川はなぜつけかえをするかという問題でありまして、この問題は長いこと議論してまゝと深く入りまゝで、こゝういふ経過だけを申し上げたいと思つておられます。二十二年の利根川の大洪水はゆる栗橋の上流で切れました。このとき、国としてはさらに利根川を檢討しなければならぬというわけで、治水調査会を設けたのであります。その治水調査会のメンバーは、おそらくこれだけのメンバーを集めることは現在では不可能なほど技術的には大先輩が集まりまして、もうなくなつた方は集まりませんが、現存している人全部を集めたのであります。その中に富永さんなど名前は出て参りますが、富永さんなどはその集まりました顔ぶれから見ますと大分後輩の部類に属するほど老練な人が集まつて参つたのであります。この調査会でわれ／＼がいろいろ案を出しまして検討してもらつたのが利根川根本改修計画になつて現存しておるのであります。そのときにこの小貝川の

問題は論議されましたが、御承知の通り利根川は下流に放水路を掘り、江戸川を拡張し、さらに上流においてダムをつくつて洪水を調節しなければならぬという持たない、そういう状態にあれば、小貝川の改修計画の根本的な対策は立たぬという結論に達したわけでありまして、でありますから、町長の御つしやるようないろいろの経過があらましても、これだけのメンバーがそろひまして、われ／＼の一方的な考えで結論に達しておるのであります。こゝういふふうな考えがなつておるのであります。その当時富永案は現存しておるのであります。そこでその富永案を一応われ／＼は検討しなければならぬといふことになつたわけでありまして、御承知の通りわれ／＼の検討の対象は、戦前と戦後という考え方を持たなくちやならぬと思つておられます。戦後に至りますと、御承知の通り、農地が非常に貴重になつて参りまして、土地が狭くなつて一坪の土地でも、ことに農耕地に少しでも貴重にこれを取扱つて行かなくてはならぬ。そこで比較検討いたしました結果、差は非常に少ないのであります。これが最善ではないかという結論に達しました。それでこれらの案をわれわれは寄り／＼検討いたしました。が、少くとも富永博士がつくつた

この先輩がおりますので、一応富永さんに御相談申し上げたのであります。富永さんばかりではありません。東京に在住のわれ／＼の先輩の技術者にこれを御相談申し上げたのであります。それでわれ／＼はそれらの先輩の意見を得ましてわれ／＼の案として持つて行つたのであります。でありますから、この問題は過去の問題や何かを論議される場合にいろいろ技術者の名前が出て参りますが、おそらくどの先輩がどう言つたという過去のことはありまじやうが、現在においては全部の技術者が背割堤案に賛成しておられることを申し上げたいと思つておられます。そこでは見方によりましては、それはそれでないというところを言われるでしよう。その差が今申し上げた通り非常に少いといふこと、このつけかえ案で一番お考え願ひたいことは、直線にするれば水はけがよいのだと単純にお考えになるのが多いのですが、これは普通の川でありますとその通りであります。上流から流れて来るものが、直線で下流へ来ると非常に早く流れるからよいのであります。不幸にしてこの川は上流の水流よりも利根川の影響が多いのであります。でありますから、これは直線でもつて行こうと、曲線でもつて行こうと、合流点の利根川の水位によつてきまつて参るわけでありまして、その点は議論の余地がないわけでありまして、合流点の下に下げれば下げるほどけつこうであります。御承知のように狭窄部から下の水位はそう変化はありませぬから富永さんが最初合流点をこの点にきめようと言つた所が

八

一番妥当でありますので、同じ合流点にいたしたのであります。というわけで、私の申し上げたいのは、こまかい議論はありますが、調書をお出ししてもよろしいと思いますが、そういうふうな経過をたどっておりますので、われわれは独断できめたいわけではありませんが、現地においてはそれに至るまでの経過にいろいろの意見を吐く者がおります。われわれ仲間でも相当議論をしております。でありますから、これらの議論が地方に流れて、いろいろ誤解を生んでおる節もありません。これは私も承知しております。こういうわけでありまして、最後にはこれに決定される、われわれはそこまでは議論をしておるが、しかしその議論は仮定であるということを上げておきます。

○松本委員 通告順によりまして、池田家雄君。

○池田(兼)委員 第一に知事さんにお伺いしたいと思うのですが、この茨城県提出資料の二の「建設省の背割提案確立迄の経過概要」であります。これは、「太平洋戦争の熾烈化と共に諸般の状況は河口付替に一頓挫を招いたのである。こゝまではたいへんこまかくできておりました、その後はわずかに十行足らずの文章しかないのですが、こゝが私どもとして非常に知りたいところではないかと思うのであります。先ほど目黒さんは、今度の案が最後の案に決定したのであつて、それまでの第一案とか第二案というものは単なる仮定の案であつたのだというふうな言われまされたけれども、実際には、茨城県で総合開発委員会を開いた場合のその提案の仕方、討議の仕方という

ようなものは、そういう仮定の案というふうなことではなかつたのであります。もう富永案というものが最後の案に決定される、これが最善のものである、これをのめ、のむためにどうするか、それに賛成している議員を委員長にして、私みたいに少し反友末のよきな空気を示している者はなるべく委員に加えない。しかし衆議院議員だから委員に加えないわけにも行かないから委員の片すみに加えたけれども、小委員の中には加えない。こういうふうな、この富永案をあくまで強行するといふような立場から小委員というものが決定され、そういうように議案が提出された。ところがこれに対して県会議員から猛烈な反対があつた。友末知事は何度もつり上げを食つておるはずであります。こういったような事情を詳細に書かないと、いかに今度の背割提案というものが初めから富永案あるいは那境案というふうなものとして行つて論議された、つまりその三案の比較検討が小貝川総合開発委員会あるいは県会あるいは地元民の間で並行して行われて来て、最後に背割提案というものが一番いいのだという結論に達したかのごとく印象づけられるのであります。ところが実際にはそういうふうなものでありますから、その点はやはり明確に、正直に資料を提出されなければ困ると思うのであります。この点知事さんに詳細に経過を述べていただきたいと思つておるのです。

○友末参考人 池田君は先ほど私が御意見を申し上げましたときまだ出席されておらなかつた関係から、さうな御質問が出たのではなからうかと思つておる。小貝川総合開発委員会におきま

して、最初から富永案を必ず強行するといふ前提に立つてこれを結成し、運営して参つたのでは全然ございませぬ。何分にも多年にわたりますところの重要な案件でございまして、関係者を網羅して、衆知を集めて検討に検討を加えたいと思つております。そこらにばあつたわけでございます。そこらでしばしば会合を開いて検討いたしました結果、路線につきましては技術的また経済的その他相当慎重に調査の上、さらに検討を続けなければならぬ、この総合開発委員会でも、建設省にその調査検討を委員会として御一任申し上げるという結論に達したわけでありまして。そこで建設省で検討された経過は、県の参考資料には出してありません。これは建設省で必要があればお出しになるものであらう、かやうに考へて、その点は省略しておるわけでありまして。

○池田(兼)委員 それは事実とは少からず違つたのではないかと思つておる。今度機会を見て議事録を見せたいだけ、一番確実だと思つておる。水戸に行きまして議事録なり何なり見せていただきたいと思つておる。だからそれはよいと思つておる。

もう一つ知事さんにお伺いしておきたいのであります。こゝら問題に一番大事なのは、やはり補償の問題なのであります。土田右馬次郎さんも非常に熱意ある言葉で県営住宅を建てるとか、いろいろ計画を申されておる。しかし、実際にこれを実行するものは吉田内閣であり、友末県政であるのであります。でありますので、友末さんにどれだけの熱意がおありかとい

うことをお聞きしたいと思つておる。私がそういうことを申し上げるのには、千葉県、茨城県の太平洋岸の漁場が、アメリカの演習地のために使われて、そのために漁獲高が非常に減つて来る。この被害に対する補償が政府から出たのであります。ところが、この補償の分配が零細漁民に対しては非常に少いのであつた。どういふわけであつたかと申しますと、友末さんはおそらく御存じないと思つておる。県の方で手数料とか、やれ運動費とか相当頭をはねてしまつた。そのためか下の零細漁民の方には、ほんのつめあかほどしか出て来なかつた。こゝろが、こゝろが昨日の新聞の茨城版に出ておる。私はこれを見て、こゝろのことを県庁がやるようでは、今度のつけかえに關する補償問題でも、住民が承知しないのは当然だと思つておる。運動費だ、やれ手数料だ、頭をはねられて、結局一反歩二十万円金をもらうといふ予算であつたが、手にとつてみたら三万円しかあつた、こゝろのことになつてしまつた。こゝろのことになつてしまつた。こゝろのことになつてしまつた。こゝろのことになつてしまつた。こゝろのことになつてしまつた。

○池田(兼)委員 そういふことを知事さんが抱負として申されるのは、こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。

○池田(兼)委員 それは、こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。

○友末参考人 非常に気の毒な犠牲者に対するところの補償の問題は、きわめて重要な問題でございまして。そこで先ほど申し上げました通り総合開発委員会に補償の小委員会、さらにまた土地改良の小委員会をそれぞれ設けて、その具体的なことについての検討を進めておきます。この問題につきまして第一的に十分なる補償を願わなければならぬのは国であります。しかし国で十分でない範囲も、いろいろな面において相当あることと思つておる。こゝろで県といたしまして、また犠牲を受けない市町村にもお願いをいたし、総合的に考へて、これによつて犠牲者が相当に補償されるように、土地、また家屋の移転、さらに生業の維持、転換、すべてにわたつて十分なる補償が行われるように県といたしましては十分各方面と協議をいたしまして、可能な最高限度の努力をいたすつもりでございます。

○池田(兼)委員 そういふことを知事さんが抱負として申されるのは、こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。

○池田(兼)委員 それは、こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。こゝろのことになつた。

う。ところで目黒さんにお聞きしたいのですが、小貝川をつかえられることは、つかえないよりはましだと思えますが、つかえてみしても、利根川の根本的な改修がない限り、五年なり十年なりたちますと、そのつかえ小貝川がまた氾濫してどうにもしようがない結果が出て来るのではなからうか、というのは利根川は天井川であります。毎年々々川底が上つておられます。この利根川を根本的に改修するという建前に立たないと、小貝川をつかえてみしても何の業にもならないのではなからうか、こゝろが考へられるわけですか。もちろん政府の方で案を出してあります。こゝろを言ふと、また自由党がどなり出すかも知れませんが、計画は全国に山ほどあるのです。実に詳細な計画があるのです。計画だけども実行してないのです。実行は百分の一、千分の一なんです。そこが問題なのだ。利根川についても計画はあります。江戸川を拡張し、東京湾の放水路をつくり、銚子の太平洋への注ぎ口を多少直すという計画がありますけれども、この計画が遅々として進まないところに問題がある。そうなりますと、布川町、文村が犠牲になつても、利根川の根本改修が遅れてしまつたのでは犠牲になるものが損だ、こゝろに問題があるのではなからうか。従つて政府としてこれと並行して根本的に利根を直すことができるのか。たとえば小貝川をつかえらば江戸川の方も三年なり四年なりでできるのか。東京湾の放水路もできるのか。東京湾の放水路は二百億かかるからとてできないというのが建設省

のお役人です。二百億の金でも東京湾の放水路はできません。川底をさらえましても捨て口がないと言いますが、捨て口はたくさんあります。印旛沼でも、手賀沼でもあります。東京湾でもよろしい。捨て場所がないから工事ができませんという理由は何もない。あるいはまたダムをつくるという。ダムをつくるのはけつこりですが、ダムをつくるというのはいつか言つておられます。あ、五十里ダム一つつくるのめたいへんではないですか。そうすると、利根川の根本的な改修はおそらく四十年後、五十年後になるのではなからうか。そうすると小貝川だけ三年なり四年なりで直してみても、すくなく利根川の底が上つて、直つた小貝川の堤防がまた決壊するということになるのではなからうか。つかえをするに反対するものではあります。つかえはつかえないよりはましだと思います。しかしそれではせつかく多額の金を出してやつてみましても何の業にもならなくなるのではなからうか。だからさういふ点に対して建設省としてどういふ計画を持ち、実行力をどういふふうを持つておるかをお話し願ひたいと思ひます。

合には、弱点はそちらの方に向いて行くことになると思ひます。従つて地元としては自分のところを早くよりよくすることが安全な姿であると思ひます。そこで河川工事は、御承知の通り各沿岸地方は自分のところを先にやつてくれという声が強くなつておるのであります。でありますから、私は地元の声から行きますると、先にやる方を望むだらうと思ひます。たゞえばその場合に改修が遅れまして、その改修程度以上の洪水がありたいしますれば、その場合には他の地方が決壊するということに相なるのでありますから、地元としてはどうしても自分のところを先にという声強いと思ひます。

ば、龍ヶ崎の出張所長の大手技官ではないかと思ふ。関係者でないところまで一緒に入れて陳情の会議を開いたときに、文、布川の人たちは、ああいうことを書いてはいけなと言つておきながら、建設省あたりにおけるときに、これを書いた方がいからというので、この決議を無視して三角地帯を設けないように御考慮を願ひたいという文書をおと書いておる。その前の陳情のときには利根川の改修工事ができるまでの間のつかえ工事はやらなと言つておる。さういふ三角地帯を設けないような、袋地を設けないような御考慮が願ひたいが、それができなば賛成だということです。さういふことを要請してあるから建設省の文書には袋地のことが書いてあるだらうと思つたところが、はたして書いてある。知事も袋地のないのがよい、背割式がよいといふのであります。富永案は袋地はあるようであります。そのときは伏越を設けて排水することを計画してあると秋草前佐原所長は述べておられます。

それから袋地が水害を受けた場合には、人畜、家屋、家財が流されるが、袋地だけで水害が免れる。袋地方面の小貝川の堤防が切れた場合には、小貝川下流の非常に大きな区域が水害を免れるのであつて、そこに袋地の意義がある。さういふ点を見ないで袋地があることはいけなと簡単に言つてもどうかと思ひます。また背割堤式の場合にはどうかと申しますれば、この場合もよくない。利根川の方は八メートル四十八で、小貝川の方は八メートル四十四で、わずかに五十四しか違わないといふさうなあぶない状態になつております。さういふさうなことで特にこの小貝川の堤防がよいということはないはずがない。これに砂を盛つてやらなければならぬ。小貝川の堤防が切れば利根の堤防が切れることは明瞭であります。さうするとこの袋地だけの水害でそれ以外の水害は免れるということもなくなつてしまふのであります。この袋地なんていうけな問題でこの良否を決定すべきものではない。小貝川の水害を防ぐのがこの小貝川改修計画の根本精神でありますから、そんなけななことで良否を決定することはよろしくないと思ひます。また袋地があるといふと、そこに橋をかけなければならぬとか、耕作に非常に不便だと申しておりますが、まづたけちなことではあります。ほんとうに小貝川の改修をやることに主眼をおいてしなければならぬのであります。あぶないのは背割堤式と小貝川の堤防とであつて、だれがこの九キロの利根川と小貝川の二本の堤防を守るか、だれが文、布川の人を守るかといふところまで検討してみなければならぬのであります。また昭和二十二年の栗橋上流の決壊のときの水位は、昭和十六年よりも二メートルも高い水位であります。その二メートル高い水位よりもさらに二メートル高い堤防を築いてもらわれない限り、われ／＼はまくらを高くして避ることができないのである。この水防をやるのはだれか、この堤防を守るのはだれか、現在の利根川の一帯、われ／＼の目の先である堤防を増強するための土がない。それを北文間村大字羽黒からもらうことにしました。ところがその所有主が前の内務省

時代からさぶる傲慢な態度をもつて
約束通りやらない。しかもその土くれ
をしたあとへ無断で大きな倉庫を建て
てしまった。それがちようどうちの助
役の墓へ行く途中になつておりまし
て、その助役の息子は南方で戦死した
のですが、途中が通れないので、よそ
の道を通つて行かなければならないた
めに葬式も出せない始末です。それも
何の承諾も受けずに倉庫を建てたり、
砂利を入れたりして、土地の人は非常
な反感を持つております。官僚主義の
横暴に対してさぶる憤慨しております
ので、その苦き経験なめたところ
の人々の要求により、一昨日ですか私
どもの方の役場で交渉しましたが、と
うとう拒絶されてしまつた。今度さら
に別な道を選ぶよになつております
が、そういうように小貝川の堤防を築
く土もない状態で、堤防の危険を防ぐ
ためにその土をどこから持つて来るか
ということが問題になつておるので
す。

○松本委員 鈴木さん、大体御趣旨
はわかつておりますから……。

○議決委員 質問に答えてください。
質問に対すること以外のことは言わな
いでください。

○鈴木委員 此の間の話の利根川の
現状というところを見ますと、あの下
つたところにつけかえをするというこ
とは、これは小貝川上流部の改修をす
るための前提であるということが書い
てありますので、この小貝川の上流を
改修するときは、上流は極楽になりま
しようが、下流部であるわれわれの方
にはただちに洪水が襲来するという心
配があるのであります。特に佐原の秋
草さんのところに私も陳情に参りま

した際も、小貝川の上流が改修された
場合には、小貝川の増水量と利根川の
増水量とがあの合流点でもつて合致し
て、さぶる危険な状態になるという
ことを申しました。それですかたわれ
われはその後堤防の増強という方針を
捨てて、つけかえをすべきであるとい
う観念に立つております。特に昨年の
一月三十一日に小貝川の改修をやつた
ときに、佐原の工事事務所長が六郷村
の促進派の会合にお見えになりまし
て、そのとき、上流部が改修されると
現在の堤防の天場すれ／＼まで水が来
るといふことを申ししたといふことを小
文間村長の木村という人から聞いたの
で、われわれはさう脅威の感を持つ
たのであります。現在は逆流するから
つけかえをしなくちゃならぬというよ
うに表面上は建設省の文書の中にあり
ますけれども、富永案、秋草氏の意
見、さらに佐原市の改修事務所長の意
見、この三つを合せて考えますと、こ
れは合流点つけかえではない。合流点
からの逆流によつてつけかえをする
建設省では言つておるが、上流部を改
修すれば水がこちらに来るから危険で
ある。だから上流部の改修のためにつ
けかえをする必要があるのではないか
という考えを私は持つております。

○鈴木委員 土田君は筑波郡の向うの方
におりますからそこまでは十七キロぐ
らい離れているので、逆流の被害はな
い。なおさらに下流にまでいくらでも
水が流れて来るにかかわらず、水位は
低下しておるといふことは、先ほども
小貝川の上流部の改修はあつたし終え
たというよなお話でございましたけ
れども、あるいはその一番の急所が改
修できていないのじやないか。その急

所を改修してもらはうのはつけかえを
やつてもらわなくちゃならないのだ。
さういふ趣旨で書き出しておいて、そ
うしてつけかえ／＼ということを言つ
ておるのじやないかと感じるのであり
ます。昨年でしたか建設委員会でも池田
さんが、つけかえをしなれば鳥羽村
のあの直角の区域は改修できないのだ
という御意見を發表されたことも承知
しておりますが、さういふことも考え
ますと、合流点つけかえといふこと
は、逆流のためではなくして、上流の
改修のために必要であるのではない
か。私はさう信じておるのです。現在
私はさういふ合流点に住んでおりま
す。すでに河川局長さん小貝川は危
険だといふことを申ししておられます
が、小貝川は、利根川よりもちよつと
大きい程度の堤防にしてければ、逆
流の水だけならば増強で十分だと私は
思つております。

○松本委員 この問題は地元の方々
としても、物質的にも、精神的にも重
大な利害問題がある。また建設当局と
しても、郡界案、富永案、背割案等
いろいろな案を出しておるといふ関係も
あつて、衝に當つておるといふ委員会
といたしましては、厳正公平な立場か
らこの問題について、建設省並びに委
員の意見をまとめて、でき得べくんば
ある意味においての事業促進の勧告を
いたしたいと考えております。

なおまた私も四月の中旬と六月下
旬の両度にわたりました研究調査とし
てありますので、その結論として感じ
たことを、関係地元の方も見えており
ますから申し上げたいと思つてお
る。大体この原因はどこにあるかと言
え

ば、布川と布佐との狭窄部にあるとい
うことは明らかであります。これを千
年余り前、意識してか意識せずか、い
ずれにしても狭窄部をここにつくつた
といふことは、今日考えてみれば下流
の河水調節の役目を果しておるとい
うことは明らかです。これが原因となつ
て往々にして、このしわが小貝川にあ
つたので、ここにも書かれております
寛保から明治、昭和の災害になつて来
ておる。しかも近年上の方の山の濫
伐、過伐による荒廃と、いま一つは土
砂の流出による河床の増大が、さらに
この河水調節の役目を果しておるとい
うことを強めたといふところが、また
このしわを強めたといふところが、また
このしわを強めたといふところが、また

一まずとる。さうして河川を浚渫する
といふことが第一段、それとともに先
ほど来し／＼話がありました堤防を
小貝の方も利根川本流も増強すること
である。但しこの増強とて今の上
な脆弱な砂を盛る程度ではだめだ。で
すから両方ともはがねを入れてしま
うところまで行けぬか、経済的には
たしてそれができるかできぬか。一
体数十億もの莫大な経費を必要とする
ではないかといふことになる。わが
国の経済力の現状では、たとい地方負
担においてもそれはできぬ。さうい
ふことになれば、この逆流の水をここ
で吐かざなければならぬから、結局そ
れは、背割案にするか、あるいは川幅
を広くするか、この二つの問題に落着
くところではないかと私は思うので
す。今申しました河川の浚渫と堤防増
強といふことが、経済的に浚渫は簡
単にできて、堤防にはがねを入れる
といふことは、しかもあの堤防は延々
数十キロにわたる、おそろしくこれは至
難ではなからうか。さう考へたと、
一応この逆流の水は、河水調節の役目
を帯んでおつたところがその限界を越
えてしまつたといふこの現実。即ち
て、気の毒ながらも布佐にあるいは布
川で犠牲を払つてもらわなければなら
ぬ。さういふときに、千葉県寄りの布
佐に犠牲を払わすかといへば、結局小
貝の水の逆流が影響しておれば、気の
毒ながら位置の上から茨城県寄りの布
川で犠牲を払つてもらうのが当然であ
る。この負担を布佐の方が負うべしと
いふことはどうか。というのは、水害
の原因が、小貝が、千葉県寄りにある
なら布佐の方が責任を負わなければな
らぬが、さうでなくして小貝が茨城県

寄りになれば、こちらで解決をつけなければならぬ。それを大利根の、逆流の水を上流に流してこれをはかすという事は、少しく理論が立たぬのじやないか、私は現場を見てもらつてどういふふうに直感して来たのであります。いずれこの問題は、委員会は今日の午後もありますし、また将来も開催して、さらに委員各位の御意見並びに建設当局の御意見等を、質疑応答を願つて、その上である程度結論を出して建設省なり地元の方々にも申し上げるということに願つたらいかかと考えております。従つて本日はこの程度で参考人をお招きした委員会は一まず閉じたいと考へます。

参考人の各位には、お暑いなかを、ことに遠方からお忙しいところを御出席にあずかりまして、熱心なる御意見を御開陳いただきまして、ありがとうございます。これをもつてひとまず本日の小貝川問題に關しましての会議を閉じたい、午後引續いて他の問題について御会合願うということにいたしたいと思ひます。

しばらく休憩いたします。

午後一時十六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕